

被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の概要

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、居住安定支援制度創設等を認めた平成16年度政府予算編成における決定事項を踏まえ、支援対象経費を追加する等、施行令に係る所要の改正を行う。(同法の施行期日を平成16年4月1日と定める政令も併せて制定する。)

(1) 法適用自然災害要件の追加 (第1条)

法適用自然災害の要件(市町村内全壊10世帯以上、都道府県内全壊100世帯以上等)に、対象市町村に隣接する市町村(人口10万未満のものに限る)で、5世帯以上の住宅が全壊した場合を追加する。

(2) 法適用世帯の追加 (第2条)

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(=大規模半壊世帯)を、居住安定支援制度の対象となる「全壊に準ずる世帯」とする。

(3) 支援対象経費(居住関係経費)の追加 (第3条)

居住安定確保に係る経費を、被災世帯の世帯主に対する自立した生活を開始するために必要な経費として、以下を法適用経費に新たに加える。

家賃

解体(補修のための一部除却も含む)・撤去・整地費

利息及び債務保証料

一時的居住のための物件・施設等の利用料

その他内閣府令で定めるもの

(4) 支援金の額の算定基準等の改正 (第4条)

新たに追加された支援対象経費について、支援対象経費の性質(賃貸関係、建設関係、補修関係)ごとに、単数世帯・複数世帯の別による支援金の限度額や、経費ごとの算出額について内閣府令で定めることとする。

居住関係経費についても2分の1を概算払いできることとする。